(6)　当該指定障害児相談支援事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付が適正に行われていること。

(7)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

㈠　職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

㈡　㈠の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

㈢　職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

㈣　㈢について、全ての職員に周知していること。

(8)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定障害児相談支援事業所の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

ロ　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠　イの(2)の福祉・介護職員等処遇改善計画書において、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。

㈡　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十八条第一号イに規定する社会福祉連携推進法人に所属していること。

(2)　当該指定特定相談支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○こども家庭庁告示第十一号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成二十七年厚生労働省告示第百八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年四月二十四日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注12、第3の1の放課後等デイサービス給付費の注11、第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注4及び同表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注3に規定するこども家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注4及び同表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注3に規定するこども家庭庁長官が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。
［一～十　略］	［一～十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○内閣府告示第六十八号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項の規定に基づき、新潟県知事から申出のあった原子力発電施設等立地地域について、令和八年四月二十三日付けをもって指定したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年四月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　原子力発電施設等

柏崎刈羽原子力発電所に設置されている原子力発電施設

二　原子力発電施設等立地地域

長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町及び刈羽村